

## 伊勢市議会業務継続計画（議会BCP）

令和元年10月10日制定  
令和3年2月15日改正

### 1 基本方針

#### ○目的

議会は、二元代表制のもと、市の重要な政策、計画及び事業等を決定する権限を持つとともに、執行機関の事務執行を監視し、地域の実情に根ざして、市の政策形成に向けた働きかけを行うなどの役割を担っている。

他方、大規模災害等が発生したときにあっては、これらの本来的な役割とは別に災害対策本部と連携し、被災者の救援及び市の災害復旧のために、非常の事態に即応した役割を果たすこと、また多様な市民ニーズに対応できるよう議会機能を維持することが求められる。

このため、伊勢市議会大規模災害対応基本方針（平成28年制定）を基礎にして、大規模災害等が発生したときに必要となる組織体制や議員・議会事務局職員の行動基準などを定める伊勢市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定する。

#### ○想定災害

議会BCPの対象とする災害は、次のとおりとする。

1. 伊勢市内で震度5強以上の地震が発生したとき
2. 伊勢市に大津波警報が発表されたとき
3. 暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的又は広範囲な災害が発生したとき
4. 伊勢市内で大規模な火災、爆発、水難等が発生したとき
5. その他重大な災害が発生したと議長が認めるとき

#### ○議会BCPの対象期間

議会BCPの対象期間は、通常の議会体制への移行や伊勢市災害対策本部（以下「対策本部」という。）の復旧状況等を考慮し、災害発生後1箇月以内とする。

#### ○市議会災害対策会議

下記の設置基準を満たすとき、議員による協議、調整、災害復旧の支援等を行うための組織として、伊勢市議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

なお、議会事務局は、議長の命を受け、対策会議の業務に従事する。

##### 1. 設置基準

対策本部が設置された場合及び議会BCPの対象とする災害が起きた場合で、議長が必要と認めるとき。

##### 2. 構成

対策会議の構成は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長、交渉団体である会派の代表者及び非交渉団体である会派のうち議長が指名する者とする。

なお、議長は対策会議を代表し、その事務を統括する。

### 3. 招集

対策会議は、議長が招集する。

### 4. 所掌事務

- ア 議員の安否確認
- イ 議員の参集
- ウ 対策本部から入手した災害情報の議員への伝達
- エ 被災情報の把握及び対策本部への提供
- オ 対策本部からの依頼事項への対応
- カ 対策本部への提案、提言及び要望等の調整
- キ 国、県、関係機関等に対する要望活動の調整
- ク 本会議、委員会等の開催及び協議事項の調整
- ケ その他、必要な事項

### 5. 対策会議員の任務

役職	議長	副議長	議会運営委員会正副委員長 各会派の代表者
主な任務	<ul style="list-style-type: none"><li>・対策会議の設置を決定し、対策会議の事務を統括する。</li><li>・対策本部と連携し、災害対応に当たる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。</li></ul>	<p>議長の指示のもと、次の任務に当たる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・対策会議の運営</li><li>・対策会議設置・解散の伝達</li><li>・議員の安否</li><li>・議員の参集</li><li>・本会議・委員会の開催</li><li>・災害情報の収集・伝達</li><li>・対策本部等との連携・協力</li><li>・その他災害対策に必要な事項</li></ul>

#### ○職務代行の順位

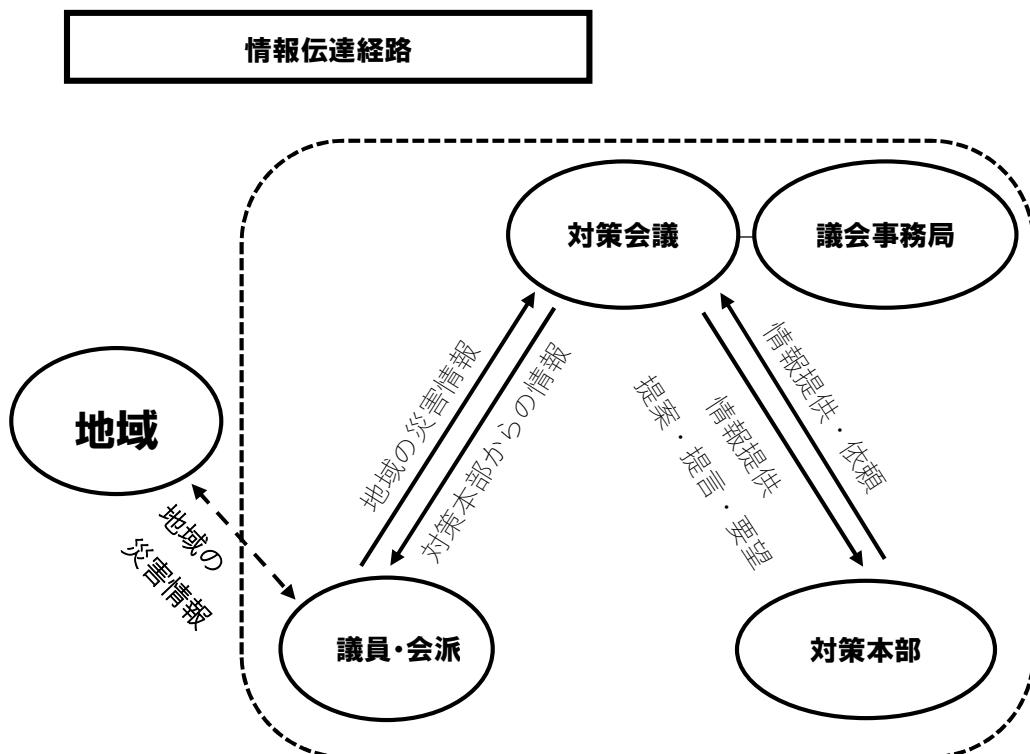
1. 対策会議において、議長不在などの場合の職務代行の順位を次のとおり定める。  
第1位 副議長、第2位 議会運営委員会委員長、第3位 議会運営委員会副委員長
2. 議会事務局において、事務局長不在などの場合の職務代行の順位を次のとおり定める。  
第1位 事務局次長、第2位 議事係長、第3位 調査係長、第4位 庶務係長

#### ○情報伝達

災害情報は、対策本部に集積されることから、対策本部から情報を得ることが効率的であ

る。一方、各議員には、地域から詳細な災害情報が寄せられるため、これらの情報を対策本部に提供し、市の災害情報を補完することにより、災害対応に有益なものとなる。このことから、対策会議及び対策本部が、連携体制を構築し、情報を共有して災害対応に当たることができるように、情報伝達経路を次のとおり定める。

なお、議員及び会派からの対策本部への情報提供・情報収集及び要望等は、対策会議を窓口として行うものとする。



(注) 救助・救命に係る情報等、緊急性の高い情報は、  
直接関係機関へ通報すること。

## 2 災害発生時の行動基準

		初動期（発生直後～24時間）	中期（2日～7日）	後期（8日以降）
議会	開会中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議・委員会の休憩又は散会</li> <li>・本会議・委員会の再開の可否</li> <li>・対策会議の設置</li> <li>・対策本部等との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面する議会日程・付託議案等の取扱い</li> <li>・対策本部等との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の再開準備（開催場所、議案などの協議）</li> <li>・通常の議会体制への移行</li> <li>・災害復旧・復興への支援</li> <li>・国・県関係機関に対する要望活動</li> </ul>
	閉会中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策会議の設置</li> <li>・対策本部等との連携</li> <li>・議員安否などの情報整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集と整理</li> <li>・議員招集の有無の協議</li> <li>・対策本部等との情報の共有</li> </ul>	
議員	開会中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身の安全確保</li> <li>・家族の安全確認</li> <li>・議場内の被災者の救出・救助</li> <li>・指示があるまで会派室での情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡体制の確立</li> <li>・災害関係情報の収集</li> <li>・地域での救援・救助活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策会議からの指示による議員活動への専念</li> </ul>
	閉会中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身と家族の安全確保</li> <li>・議会事務局に安否の報告</li> <li>・災害情報の収集</li> <li>・地域での救援・救助活動</li> </ul>		
事務局	勤務時間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身の安全確保</li> <li>・家族の安全確認</li> <li>・議会事務局の被災状況の確認</li> <li>・議員の安否確認</li> <li>・傍聴者の避難誘導</li> <li>・対策会議の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議場・委員会室等の被災状況の確認</li> <li>・対策会議の運営</li> <li>・災害関係情報の収集、提供</li> <li>・報道対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策会議の運営</li> <li>・議会再開に向けた準備</li> <li>・通常業務への移行</li> </ul>
	勤務時間外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身と家族の安全確保</li> <li>・議会事務局へ参集</li> <li>・議会事務局の被災状況の確認</li> <li>・議員の安否確認</li> <li>・職員の安否確認</li> <li>・対策会議の設置</li> </ul>		

### **3 議会B C Pの運用**

#### ○防災訓練

議会B C Pが対象とする災害の発生等を想定した、非常参集、安否確認、非常通信等の防災訓練を定期的に実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の習得を図る。

#### ○備蓄資材

災害対応に当たる議員及び職員が継続的に従事することを考慮し、最低限72時間（3日）分の水、食料、携帯トイレ、毛布、衛生用品等の備蓄品を、計画的に備える。

なお、電気にあっては、対策本部の対応に従うこととする。

#### ○通信環境

大規模災害等が発生した場合に通信回線の途絶や規制等により情報伝達手段が制限されることに備え、災害時優先電話の確保及びS N S活用等の新たな情報伝達手段を検討する。

#### ○議場代替施設

市役所庁舎に被害が発生し設備機能が停止した場合、議場その他議会活動に必要な施設の代替となる施設を対策本部と調整しながら検討する。

代替候補施設：防災センター、小俣総合支所、御園総合支所、学校施設、民間施設

#### ○参集体制

- 1 議長は、議会B C Pが対象とする災害が発生したときは直ちに登庁する。
- 2 対策会議の構成員は、議長の指示により登庁する。
- 3 その他の議員は、対策会議から指示があるまでは、連絡体制を確立のうえ地域活動に当たる。

#### ○議会B C Pの継続的改善

防災訓練等の実施により、議会B C Pの実効性を確認し、新たに発見された課題や、内容・手順等に変更の必要が生じた場合、適宜、各派代表者会議にて検討し、改善を行うものとする。

### **4 その他**

#### ○伊勢市議会大規模災害対応基本方針の廃止

伊勢市議会大規模災害対応基本方針（平成28年6月27日制定）は廃止する。